



人と自然が育む美しい村



村の木：シラカバ

AKAIGAWA

あかがわ

広 報



村の花：ムラサキヤシオ

～やすらぎと潤いのふるさとをめざして～



赤井川へき地保育所運動会／2026年6月20日

- 02 議会だより
- 06 トピックス 赤井川へき地保育所運動会 ほか
- 07 健康支援センターだより 秋の住民健診予定表 ほか
- 10 むらの事件簿 生活道路における自動車の法定速度の引下げ ほか
- 11 お知らせ伝言板 国民健康保険税に関するお知らせ ほか
- 16 赤井川村写真館・編集後記

2026

8

No. 735

議会

だより

定例会 報告

令和8年第2回定例会

6月15日～16日

本会議では、主に14件の条例改正案・補正予算案等、9件の同意案について審議され、結果については次のとおりです。

【村長行政報告】

・赤井川村情報公開条例及び個人情報保護制度の運用状況について

・北海道新幹線工事富田地区対策土受入地採水結果について

・赤井川村健康づくり計画（第3期）の策定について

・令和8年3月1日以降工事等発注状況について

【報告】

・繰越明許費繰越計算書について（一般会計）

・繰越計算書について（下水道事業会計）

【条例案・改正案】

・赤井川村カスターマーハラスメント防止条例案について

・赤井川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について

全員賛成で原案可決

・公益的法人等への職員の派遣に関する条例案について

賛成 山口、藤門、川人、曾根、連

5人

反対 能登 1人

賛成多数により原案可決

反対討論 能登 ゆう 議員

特定団体を名指しして、今あえて制定する合理的理由が見当たらない。包括的かつ将来を見据えた制度設計へと見直すべき。

・赤井川村長等の政治倫理に関する条例案について

・赤井川村議会議員政治倫理条例案について

賛成 0人

反対 山口、藤門、川人、能登、曾根、連 6人

賛成少数により否決

反対討論 連 茂 議員

必要性は認めるが、住民にも関わる内容で、周知や意見聴取が不十分。議会との一体的な制度設計が必要であり、なにより事前協議や説明も不足している。

【補正予算案】

・専決処分事項の承認を求めることについて（令和7年度赤井川村一般会計補正予算（第16号））

全員反対で不承認

・令和8年度一般会計補正予算（第3号）（他2件）

全員賛成で原案可決

補正予算の主な内容

【歳入】

・みどりの食料システム戦略推進交付金（新規） 590万2千円

【歳出】

・みどりの食料システム戦略総合対策事業（新規） 590万4千円

【同意案】

・赤井川村固定資産評価審査委員会委員の選任に付き同意を求めることについて

全員賛成で原案同意

・多田 幸夫さん 71歳（再任）
任期 令和8年8月11日～
令和11年8月10日 三年間

・赤井川村農業委員会委員の選任に付き同意を求めることについて

全員賛成で原案同意

・川原 浩己さん 59歳（再任）
・関野 拓也さん 38歳（再任）
・佐々木和之さん 46歳（再任）
・山口 拓也さん 43歳（再任）
・石川 隼人さん 51歳（再任）
・木津 悠樹さん 43歳（再任）
・原口多喜子さん 65歳（再任）
・安本 大さん 48歳（再任）
任期 令和8年7月20日～
令和11年7月19日 三年間

【その他】

・赤井川村過疎地域持続的発展市町村計画の変更について

全員賛成で原案可決

・後志教育研修センター組合議会議員の選挙について

当選

議長 岩井 英明
任期 令和8年7月1日～
令和12年6月30日 四年間

・選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

当選

○選挙管理委員会委員

・中西 貢さん（再任）

・原 美香さん（新任）

・安河内真樹さん（新任）

・青木 翔大さん（新任）

○選挙管理委員会補充員

・川島 和則さん（新任）

・工藤 美子さん（再任）

・工藤 徳真さん（新任）

・原口一和夫さん（新任）

任期 令和8年8月5日～
令和12年8月4日 4年間

・令和4年度赤井川村議会議員研修等の計画に関する決議について

全員賛成で原案可決

・村長及び副村長に対する問責決議について

全員賛成で原案可決

【意見書案】

・ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書

賛成 山口、川人、能登、曾根、連 5人

反対 藤門 1人

賛成多数により原案可決

臨時 会 報 告

□令和8年第2回臨時会

5月8日

本会議では、主に7件の条例改正案・補正予算案について審議され、結果については次のとおりです。

【条例制定・改正案】

・専決処分事項の承認を求めることについて（赤井川村税条例等の一部を改正する条例案について）

・特別職の職員で常勤のものの給与の支給の特例に関する条例案について

・教育委員会教育長の給与の特例に関する条例案について

全員賛成で原案可決

【補正予算案】

・専決処分事項の承認を求めることについて（令和7年度赤井川村一般会計補正予算（第15号））
他2件

全員賛成で原案可決

補正予算の主な内容

【歳入】

・宿泊税（増額）

2, 450万3千円

・地方交付税（増額）

1, 678万7千円

【歳出】

・宿泊税基金積立金（増額）

2, 450万3千円

・域内事業者の稼ぐ力を育む域外商流構築事業（新規）

1, 362万7千円

なお、専決処分事項の承認を求めることについて（令和7年度赤井川村一般会計補正予算（第16号））は、予算特別委員会に付託され継続審査となりました。

□令和8年第3回臨時会

6月29日

本会議では、2件の補正予算案等について審議され、結果については次のとおりです。

【補正予算案】

・令和8年度赤井川村一般会計補正予算（第4号）

全員賛成で原案可決

補正予算の主な内容

【歳入】

・公共施設整備基金繰入金（増額）

5, 830万6千円

【歳出】

・財政調整基金積立金（新規）

4, 630万6千円

・北丸山線道路改良工事（増額）

1, 200万円

なお、道の駅あかがわの指定管理者の指定については、総務開発常任委員会に付託され継続審査となりました。

□令和8年第4回臨時会

7月8日

本会議では、1件の補正予算案について審議され、結果については次のとおりです。

【補正予算案】

・令和8年度赤井川村一般会計補正予算（第5号）

全員賛成で原案可決

補正予算の主な内容

【歳入】

・財政調整基金繰入金（増額）

500万円

【歳出】

・ディスプレイセンター修繕費（増額）

455万円

【その他】

総務開発常任委員会で継続審査となっていました次の件につきましては、委員会報告ののち採決にて可決されました。

なお、議会も道の駅活性化協議会の運営を通じ、より良い道の駅にするために参画すると委員会報告の中で確認されました。

・道の駅あかがわの指定管理者の指定について

全員賛成で原案可決

□赤井川村議会阿部猛議員逝去のお知らせ

去る4月16日に当議会の阿部猛議員が逝去されました。

謹んで阿部議員のご冥福をお祈りいたします。

4月17日より赤井川村議会議員に1名の欠員が生じておりますが、公職選挙法の規定により補欠選挙等は行われなことを合わせてお知らせいたします。

◆本会議などの傍聴は、どなたでもできます。手続きは、当日受付簿に氏名を記入するだけと簡単です。ので、お気軽にお越し下さい。また、議会へのご意見・ご感想もお待ちしております。

詳しくは、議会事務局へお問い合わせ下さい。

一般質問と答弁

赤く色付けられている部分は議員の質問、色なしは村長の答弁となります。



能登 ゆう 議員

災害への備えについて

災害への備えは、平時からの小さな積み重ねによって大きく左右されると言われます。住民が安心して暮らせる地域づくりという観点から伺います。

①災害時対応のための体制

新たな防災気象情報の運用に合わせ、自治体が避難指示などを発表する際の基準等を示した内閣府のガイドラインが示されました。そこで強調されている「平時からの」取り組みについて、村の現状を伺います。

本村では、災害時に迅速かつ的確な避難情報を発令できるよう、平時から防災情報の収集や住民への周知、職員体制の整備に取り組んでいます。また、通信訓練や防災啓発を継続し、防災体制の充実に努めています。

②自主防災組織について

赤井川村では組織率が0%と報じられています。一方で村の「地域防災計画」では育成を促進する旨が示されています。自主防災組織に関わる現状認識と、今後の育成方針について伺います。

本村では、区会や社会福祉協議会など既存の地域コミュニティが災害時の助け合いに重要な役割を果たしています。今後も自主防災組織の重要性を踏まえつつ、新たな組織づくりよりも、既存の地域組織や関係団体との連携を強化し、実効性のある共助体制の充実に努めてまいります。

③避難行動要配慮者への支援

平時からの取り組みとして、「個別避難計画の作成と支援関係者内での共有状況」、「外国人の皆さんへの対策」について、具体的に教えてください。

避難行動要支援者については、要支援者リストを毎年度更新し、対象者の把握に努めています。また、関係機関との情報共有を行いながら避難支援体制を整備しています。外国人住民への対応については、避難場所の周知や関係事業所との連携を図りながら、適切な支援に努めてまいります。

④女性の参画

避難所運営や備蓄品の選定において、きめ細かな配慮が必要であり、女性の視点を反映する

ことが重要とされます。村内には女性を中心となって活動するさまざまな団体があります。そうした皆さんに平時から意思決定に関わる立場で防災に参画して頂く、そのための仕組みづくりについて伺います。

女性の視点は、避難所運営や備蓄品の選定など、防災対策の充実に図る上で重要であると認識しています。一方で、本村では限られた人材の中で住民が複数の役割を担っている実情があるため、新たな組織や仕組みを設ける考えはありません。今後は、既存の会議や地域懇談会などを活用し、男女を問わず幅広く意見を伺いながら、防災対策に反映してまいります。

⑤情報共有手段

災害時の社会不安やパニックは、第一に正しい情報が共有されないことから起こります。情報共有を迅速かつ的確に行うため、通信手段の多重化・多様化という観点から、村の公式LINEを災害時どのように位置づけ、活用していくお考えか伺います。

村公式LINEは、避難情報などを迅速に伝達できる有効な手段と認識しています。現在は外部識者のアドバイスを受けながら運用方法の充実を進めており、迅速な情報伝達ツールとして内容の充実に取り組みます。また、災害時には防災行政無線やホームページなど複数の手段を併用し、確実な情報伝達に努めてまいります。



藤門 弘 議員

赤井川村で計画されている風力発電所建設について

現在、赤井川村には関西電力と日立グループによる、ふたつの風力発電の計画が発表されています。関西電力による「小樽・赤井川ウインドファーム事業」と、HSE（日立）による「北後志風力発電事業」です。現在の計画はそれぞれ工事の着工は保留されています。しかしながら、両計画とも中止に至ってはならず、いつ進行してもおかしくはありません。この計画については、村民有志による強い反対運動が続いてきました。村を取りまく国有林を大規模に破壊することへの反対ですが、土砂災害の可能性、生態系への影響、「低周波音」による健康被害、景観上の問題、などを理由としています。これに対して企業側は、十分な説明をすることなく、不誠実な姿勢に終始しています。赤井川村における2件の計画だけでなく、近隣の自治体においても風力発電所建設の計画があります。このうち、双日株式

会社による計画は、小樽市長による反対表明があり、正式に中止されました。また、関西電力による広域の事業計画は、仁木町長の反対表明により計画規模が縮小されました。余市町については本年4月、町長によって「不同意」が表明されました。つまり、赤井川村に隣接する小樽市、仁木町、余市町の3自治体それぞれで反対表明があったわけです。これらの「反対」は、国有林利用や保安林の解除に必要な「地元同意」をしない、という意味であり、これによって国有林における風力発電所建設は実質的に不可能になります。

馬場村長におかれましては、これまで様々な機会で、「風力発電所建設に肯定的ではない発言」をされてきましたが、この機に改めて、風力発電所建設計画への反対の意志を表明していただけないでしょうか。村長の意志表明によって、赤井川村における建設計画が、最終的に中止されることを強く望むものであります。

再生可能エネルギーを活用するカーボンニュートラルへの取り組みは、地球環境を守るためには必要であり、出来る限り再生可能な自然エネルギーの活用と森林の保護育成を図りながら、二酸化炭素の削減に少しずつでも取り組まなければならぬと認識しております。

私としては、風力発電そのもの

を否定するものでありません。しかし、本村においても同様ですが、現在国内で計画されている多くの陸上風力発電計画は、生態系や森林の保全、自然災害や景観へのリスクを大きくはらんでいる計画であると感じています。

村としては令和6年に景観計画及び計画条例を施行し、特に陸上風力発電用風車の設置を厳しく制限しているところです。村民理解が難しいと考えられる現計画の風車についても、この制限の範囲に入っている点も含め、私としては今後村内において計画される陸上風力発電計画については同意できないと判断しています。なお、計画地が国有林内であることも考慮し、今まで以上に国有林側とも認識の共有を図りたいと考えております。

※一般質問と討論の内容は、質問者・答弁者が自ら要約して掲載しております。

また、一般質問通告書とその答弁は、村のホームページに掲載しておりますので詳しくはそちらをご覧ください。



□議会のうごき(4月～6月)

(4月)

15日◇子ども第三の居場所調印式
／健康支援センター

24日◇北後志町村議会議長会総会
／余市町(議長)

(5月)

1日◇議会運営委員会／役場

7日◇後志総合開発期成会定期総会／俱知安町(議長)

8日◇第2回臨時会等／役場

15日◇赤井川村商工会総会／村内(議長)

26日◇北後志一部事務組合第1回臨時会／余市町(議長)

27日◇後志総合開発期成会後志段階要望活動／小樽市・俱知安町(議長)

28日◇予算特別委員会／役場

29日◇後志総合開発期成会北海道段階要望活動／札幌市(議長)

(6月)

4日◇後志総合開発期成会中央要望活動他／東京都(議長)

／6日

9日◇北海道町村議会議長会定期総会他／札幌市(議長)

11日◇議会運営委員会／役場

15日◇第2回定例会等／役場／16日

28日◇さくらんぼフェスティバル／仁木町(議長)

29日◇第3回臨時会等／役場

30日◇北海道新幹線後志トンネル(天神)他工事貫通式／小樽市(副議長)



トピックス



赤井川へき地保育所運動会

2026.6.20 カルデラ公園

6月20日（土）赤井川へき地保育所の運動会をカルデラ公園にて開催しました。

日頃の保育からのこども達の頑張りをお見せすることを大切にしながら、個性豊かに楽しく競技に取り組む姿をご覧いただきました。

今年度から少しずつ「こどもと」一緒に作ること、「こどもが」やってみたいことを意識してチャレンジできる環境を広げています。プログラムの中には、例年どおりの競技のほか、こども達が虫に興味を持ち始めたことをきっかけに、一緒に虫の模型を作り、それを運ぶ競技を取り入れました。

地域の皆さまと馴染みの公園での運動会、終わったあとにはこども達と思い出を振り返るようにして過ごしています。

こども達みんなに、村で育った思い出の1つとして残るような取り組みをこれからも職員一同、続けていきます。

応援に来ていただいた保護者の皆様、地域の皆様、誠にありがとうございました。

赤井川・ストラスモア校相互交流

2026.7.2～7 赤井川村内

7月2日から7日にかけてオーストラリア・ストラスモア校の生徒・引率教諭合計20名が来村しました。この交流事業は隔年で行うもので、今年はストラスモア校の生徒が赤井川村を訪問しました。

彼らはホームステイをしながら金曜日には赤井川小学校を、月曜日には赤井川中学校を訪問して児童生徒と交流し、日本の学習を体験しました。

また、土日はホストファミリーとスポーツをしたり文化施設を訪問したりして、日本・赤井川での貴重な体験をしました。受け入れたホストファミリーの生徒および関わった児童生徒たちは来年度以降に開催するストラスモア校への訪問・海外研修事業に向けて良い経験となりました。

受け入れ頂いたホストファミリーの皆様大変ありがとうございました。



健康支援センター だより

10月は住民健診・バス健診があります。
健診を1年に1回受け、からだの状態を確認しましょう。
目指せ、健診受診率60%！健診の詳細内容は、8～9ページをご覧ください。

第3期赤井川村健康 づくり計画策定

7月に計画の概要版を区会の回覧を通じて配布しました。

この計画は、村民の皆さんがいつまでも自分らしく健やかに暮らせるよう、健康寿命（元気に過ごせる期間）の延伸を目指すものです。

計画の本文は、左記QRコードまたは村ホームページから確認いただけます。

※赤井川村ホームページから確認いただけます。
くらしの情報↓行政・まちづくり↓総合保健福祉計画↓IV赤井川村健康づくり計画



標語で高血圧予防

8月10日は、心臓病の予防や健康づくりについて考える「健康ハートの日」です。赤井川村の健診結果では、血圧が高い方や、心電図で所見がある方が多い傾向です。そこで、高血圧予防の標語を作成し、高血圧についての情報とともに健

康支援センターに掲示しています。この機会に、日頃の生活習慣やご自身の健康状態に目を向けてみませんか。
あ..明るい笑顔は減塩からか..身体づくりに1日+10分歩こう
い..一緒に食べよう村の野菜
が..頑張る仲間とともに朝..晩の血圧測定
わ..わが村の健康をみんなで守ろう

妊産婦さんへの支援

全国的に少子化が進む中、赤井川村でも年間の出生数は3～6人となっています。村では、大切な赤ちゃんを産み育てるご家庭を支援しています。なお、経済的支援は村内在住の妊産婦さんが対象です。保健師による赤ちゃん訪問や相談、健診は、里帰りなどで赤井川村に滞在している方も対象です。お気軽にご相談ください。

- ・妊婦のための支援給付金事業（母子手帳交付時に5万円、妊娠後期面談後の出産前に5万円を支給します）
- ・妊産婦健診費用助成事業（従来の受診票による助

成に加え、超音波検査8回分を助成します。（1回5,300円を上限）
・妊産婦健診通院交通費等助成事業（村から産科医療機関までの距離が遠いため、交通費や宿泊費を助成します。（距離に応じた補助単価による額）

■各種申請・お問い合わせ
保健福祉課保健福祉係
Tel 3512050

児童手当制度

お子さんが生まれたり、他の市区町村から転入した時は、15日以内に各種手続きをすることが必要です。

■支給対象

児童（18歳の誕生日後の最初の3月31日までの間にある子）を養育している方

■支給額（1人あたり月額）

- ・3歳未満 15,000円
- （第3子以降は30,000円）
- ・3歳以上高校生年代まで 10,000円
- （第3子以降は30,000円）

※「第3子以降」とは、児童及び児童の兄妹等のうち、年齢が上の子から数えて3番目以降の子のこととをいいます。

※「児童の兄妹等」とは、

18歳の誕生日後の最初の3月31日を経過した後の22歳の最初の3月31日までの間にあって親等に経済的負担のある子のこととをいいます。

■支給時期

原則として、毎年2月、4月、6月、8月、10月、12月に、それぞれの前月までの手当を支給します。例..6月の支給日には、4～5月分までの手当を支給します。

■お問い合わせ

保健福祉課保健福祉係
Tel 3512050

真夏の血圧管理

暑い日は汗をかきやすく、体の水分が不足しがちです。水分が不足すると血液が濃くなり、血圧や心臓・血管に負担がかかりやすくなります。また、暑い屋外と冷房の効いた室内を行き来すると、血管が広がりたり縮んだりして、血圧が変動しやすくなります。

○対策..のどが渇く前から、こまめに水分をとる。室温を調整し、急な温度差を避ける。普段の食事では減塩を意識する。大量に汗をかいた時は、必要に応じて水分と塩分を補う。

令和 8 年度 秋の住民健診予定表

A. 健康診査を決め、B.がん検診と C.その他の検査を選ぶ。

【健康支援センターで受ける住民健診・がん検診の実施日】

実施日・受診可能な健診の種類	実施機関	申込期間
秋 10月13日(火)～10月14日(水) ※春の住民健診・がん検診で受診していない項目を受診できます。 健康診査、がん検診(胃・肺・大腸・前立腺)、 肝炎ウイルス検査、ヘリコバクター・ピロリ菌抗体検査	北海道 対がん協会	8月10日(月)～ 8月20日(木)

☆託児を希望される方は事前にお申し出ください。

A. 健康診査

年 1 回の受診がおすすめです。健康の維持や病気の予防・早期発見に役立ちます。

健康診査	対象者・年齢要件	料金	検査内容
高齢者健診	後期高齢者医療保険加入者 ※健診当日の年齢 75 歳以上	無料	・問診・血圧測定 ・身体計測
基本健診	年度末年齢 20～39 歳	1,000 円	・血液検査・尿検査
特定健診	国民健康保険加入者で 年度末年齢 40～74 歳	1,000 円 ※65 歳以上または非課税世帯 無料	・眼底検査(片眼) ・心電図検査 ・医師の診察
	他の医療保険の 40～74 歳 の被扶養者※特定健診の受診 券をお持ちの方に限る	加入している医療保険により異なる	・問診・血圧測定 ・身体計測・血液検査 ・尿検査・医師の診察

☆年度末年齢とは、令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日に年齢要件に該当する方です。

B. がん検診

がんの予防・早期発見に重要です。 ☆正しく知ろう がん検診 →

※国のがん検診の指針では、40 歳以上は大腸がん・肺がん検診を 1 年に 1 回の受診、胃がん検診を 2 年に 1 回受診がすすめられています。

がん検診	年齢要件(年度末年齢)	料金	検査内容
胃がん	20 歳以上	600 円	胃バリウム検診
肺がん		200 円	胸部レントゲン検査
大腸がん		300 円	便検査 2 日法(便を 2 日分とる方法)
前立腺がん	50 歳以上の男性	対がん協会: 2,310 円	血液検査(PSA という腫瘍マーカー)

☆前立腺がん検診以外の料金は、65 歳以上または非課税世帯 無料。

C. その他の検査

その他の検査	対象者	料金	検査内容
肝炎ウイルス検査	40 歳以上	無料	血液検査(B 型肝炎・C 型肝炎) ※以前検査した方は対象外
ヘリコバクター・ ピロリ菌抗体検査	20 歳以上	300 円	血液検査 ※以前検査した方・治療者は対象外 ※秋の住民健診時のみ受診可能

バス健診: 今年度から検査拡大+胃カメラを選ぶ

☆10 月のバス検診については左ページをご覧ください。

必ず受診をおすすめ

がん検診を選び

希望時選

令和8年度 バス健診予定表

「胃がん検診を受けたいけれど、胃バリウム検査が苦手…」

そんな方におすすめ❖今年度は、胃カメラを選べます！



☆受診可能項目

健康診査・がん検診（胃・肺・大腸・乳・子宮・前立腺）・肝炎ウイルス検査

☆胃がん検診は、胃バリウム検診 または 胃カメラ（自己負担 5,000 円）

※先着 5 名様 胃の疾患で通院中・胃の症状がある場合は対象外

実施日	実施機関	申込期間
10月28日（水）7:30 赤井川役場前出発の無料送迎バスあり。	対がん協会札幌がん検診センター	8月10日（月）～ 8月20日（木）

☆送迎バス利用者全員が受診を終えてから会場を出発します。



	子宮頸がん	乳がん
内 容	・視診・内診・頸部細胞診 ・医師の判断で必要時のみ体部細胞診 ・希望時、婦人科超音波検査（単独不可）	・マンモグラフィー検査 ・希望時、乳房超音波検査（単独不可）
料 金 （自己負担額）	①21歳以上 600円 ②20歳と65歳以上 無料 ※婦人科超音波検査 1,540円	①20～49歳 2方向 700円 ②50歳以上 1方向 600円 ③年度末年齢40歳 1方向 無料 ④65歳以上 2方向 無料 ※乳房超音波検査 5,665円

☆無料送迎バスを利用しない場合は、対がん協会札幌がん検診センターへ9:00までに向い、受付・受診をします。

【住民健診・がん検診の流れ】



受診項目を選び、8/10～8/20に申込書を健康支援センターに提出

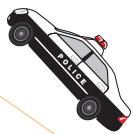
健診の2週間ほど前までに受診票や問診が自宅に届く
申込内容を確認し、事前に問診票を記入する

健診当日、受診票に記載の必要なものを持参する

約1ヶ月～1ヶ月半ほどで結果または結果説明会の案内が届く

☆保健師が個別に健診結果をお伝えします。
（ R7 年度参加者：対象者および希望者 計 101 名 ）

お問い合わせ先：健康支援センター 保健師 ☎0135-35-2050



の ら む 簿 件 事

余市警察署だより



生活道路における自動車の法定速度の引下げ

法定速度が

引き下げられます

令和8年9月1日から、中央線などがない道路における自動車の法定速度は、30km/hとなります。

「中央線などがない道路の法定速度は30km/h」を意識し、思いやりのある運転を心掛けましょう。

また、全ての道路の法定速度が30km/hになるわけではありません。

次のような道路の法定速度は、引き続き60km/hです。

○道路標識又は道路標示による中央線又は車両通行帯が設けられている一般道路

○道路の構造上又は柵その他の工作物により、自動車の通行が往復の方向別に分離されている一般道路

○高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外のもの

○自動車専用道路
道路標識で最高速度が指定されている道路は、法

定速度ではなく、指定速度が自動車の最高速度となりますので注意してください。

運転免許更新時講習

■優良運転者講習(30分)

8月12日(水) 15時30分

8月27日(木) 14時30分

■一般運転者講習(1時間)

8月27日(木) 13時

■違反講習・初回講習(2時間)

8月12日(水) 13時

※会場は全て余市町中央公民館です。

※余市警察署で免許更新を行う場合、新免許証は約40日後に警察署での交付となります

①更新手続き(視力検査、書類作成、手数料の納付)
②更新時講習受講

③新免許証の交付

の順番で手続きを行います。
※免許証の有効期限内に更新手続きと講習の受講が終了していない場合、免許は失効します。

※講習会場設営準備など受講人数の把握のため受講希望日を確認しています。

※受講にあたっては、係員の指示に従ってください。

※更新手続きにあたっては、お手元に届いた運転免許証更新連絡書の内容を確認し、ご不明な点は左記までお問い合わせください。

さい。

お問い合わせ

余市警察署交通課

Tel 0135-22-0110

住宅用火災警報器設置

住宅用火災警報器について皆さんご存じでしょうか？

住宅用火災警報器は、消防法により全ての住宅に設置しなければならないとされており、火災による煙や熱を感じて音声やブザー音で火災の発生を警報するものです。この警報音の鳴動により速やかに避難して逃げ遅れを防いで人命が守られたケースや、早期に火災を発見したことにより初期消火に成功した事例が全国で多数確認されております。それでは、実際に住宅用火災警報器についての疑義について以下をご参照下さい。

Qどこに取り付けければいいのですか？

A寝室(2階に寝室がある場合はその階の階段上端にも設置)に設置しましょう。

Q設置されているけど作動確認は必要なのですか？

A「いざ」という時にきちんと作動するよう、日頃から作動確認(年2回程度)とお手入れをしておきましょう。作動確認を

行う際に警報器は2種類のタイプがあり、ボタンを押すタイプとひもを引くタイプがあります。正常に作動すれば「ピー」正常です(一例)警報器が鳴らない場合は、電池が切れているか故障している可能性があります。Qどんな時に取り替えたらよいのですか？

A住宅用火災警報器にも寿命があるので10年(推奨)を目安に交換を検討するか日常の作動確認により正常に作動しなければ交換をしましょう。

※住宅用火災警報器は、ホームセンター等で購入いただけます。

各ご家庭で住宅用火災警報器が正常に作動するかの確認をお願いします。確認の方法がわからない場合や天井に取り付けられている等ご自分で確認することが困難な場合は、消防職員が訪問し確認しますのでお気軽にご連絡下さい。

※住宅用火災警報器について何かご不明な点がある方は、赤井川消防署予防係までお問い合わせ下さい。

お問い合わせ

赤井川消防署

Tel 34-6033

お知らせ 伝言板

国民健康保険税に関するお知らせ

◆令和8年度国民健康保険税額

基礎分（医療分） 【限度額 67万円】	所得割分	(加入者の前年中の総所得金額等－基礎控除43万円) × 7.06%
	均等割分	加入者数 × 24,400円
	平等割分	1世帯あたり 24,000円
後期高齢者支援金分 【限度額 26万円】	所得割分	(加入者の前年中の総所得金額等－基礎控除43万円) × 2.55%
	均等割分	加入者数 × 9,400円
	平等割分	1世帯あたり 9,200円
介護分 【限度額 17万円】	所得割分	(介護保険2号被保険者の前年中の総所得金額等－基礎控除43万円) × 2.04%
	均等割分	介護保険2号被保険者数(40歳から65歳未満の方) × 9,300円
	平等割分	1世帯あたり 7,200円
子ども・子育て支援金分 【限度額 3万円】	所得割分	(加入者の前年中の総所得金額等－基礎控除43万円) × 0.29%
	均等割分	加入者数 × 900円
	均等割分 (18歳以上)	18歳以上の加入者数 × 200円
	平等割分	1世帯あたり 1,000円

国民健康保険税 の税率について

ご存じの方もいらっしゃると思いますが、令和12年度から北海道内で国民健康保険税の税率が統一されます。

税率統一に伴い、保険者である北海道への納付金が増し始めていて、税率を上げることが必須となっています。

赤井川村では、税率の上昇による家計への悪影響を抑えるため、基金を投入してできるだけ上昇幅を抑えていく方針です。それによりどのようにに税額が推移するのかは、納税通知書に同封するチラシや、ホームページをご覧ください。

現在赤井川村が考えている、今後のスケジュールは以下の通りです。

○令和8年度

子ども・子育て支援金分の創設と同時に、資産割を廃止し、北海道が示すその時点の標準税率に合わせました。

○令和9年度

本来上昇する税率を、基金を投入することで令和8年度のままとします。

○令和10年度

基本的には税率は令和8

年度のままとしますが、基金の残額によってはもう1度北海道が示すその時点の標準税率に合わせます。

○令和11年度

令和10年度と同様です。

○令和12年度以降

北海道内で統一される税率に毎年合わせます。

※現時点で確定していないことも多いのが現状であり、今後もこのお知らせは更新していきます。ご質問等、なにかございましたら左記の連絡先までよりしくお願い致します。

■お問い合わせ

住民課税務係
Tel 4816278

◆◆赤井川村SOSネットワーク◆◆

高齢者がいなくなったことに気づいたら
すぐに余市警察署へご連絡ください。
「**高齢者の行方不明が発生した**」と伝えてください。

Tel 0135-22-0110

年金だより

国民年金保険料は、口座振替で納付すると便利でお得です

国民年金を口座振替で納付すると、納め忘れの心配がなく、納付する手間が省け便利です。

また、口座振替には現金で納付するよりもお得な「早割制度」や「前納制度」があります。

■口座振替の申込方法

◇口座振替申出書に必要事項を記入・押印(お届け印)し、年金事務所または金融機関に提出して下さい。

◇口座振替申出書は、各金融機関、年金事務所の窓口備え付けのほか、日本年金機構ホームページから印刷することもできます。

※注意事項

◇月末が休日の場合は、翌営業日が引落日となります。

◇原則として、初めて「2年前納」「1年前納」「6ヶ月前納」「早割」を申し込みされた場合、振替日に前月分と合わせて引落しさせていただきます。

◇お申し込み時期によっては、各制度をご利用できない場合がありますので、詳細については小樽年金事務所(Tel 0134-13315026)にお問い合わせください。

◆現金納付と口座振替の割引制度を利用した場合の保険料納付額の比較

	毎月納付の 納付額	口座振替による納付額	
		早割	前納
1ヶ月分	17,920円	17,860円	
		60円おトク	
6ヶ月分	107,520円		106,300円
			1,220円おトク
1年度分	215,040円		210,530円
			4,510円おトク
2年度分	434,520円		417,150円
			17,370円おトク

※前月納付の納付額は、納付書による毎月納付及び翌月末振替の口座振替の額となります。
 ※保険料額は、令和8年度額です。(2年度分のみ令和9年度保険料18,290円×12ヶ月を含みます。)
 ※「早割(当月分保険料を当月末に引落し)」は、月々60円づつ(年間で60円×12ヶ月=720円)割引となります。

村税等の納税通知書を発布しました

納税はお早めに
村では8月1日に村税等の納税通知書を発布しました。

各税目の納入期限は左記のとおりです。忘れずに納付しましょう。不明な点がありましたら、住民課税務係までお知らせください。

納期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
納期限	8月31日	9月30日	11月2日	11月30日	12月25日
税目					
村民税道民税	○	○	○	○	
固定資産税	○	○	○	○	
軽自動車税	○				
国民健康保険税	○	○	○	○	○

※特別徴収対象者を除く。

8月は北方領土返還要求運動強化月間です

わが国固有の領土である歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島からなる北方四島の早期返還は、国民の長年の悲願です。返還運動もすでに半世紀を経過し、一日も早い領土問題の解決に向けた日露両国間の外交交渉の進展に強い期待が寄せられています。

北海道では、8月1日から8月31日までを「北方領土返還要求運動強化月間」と定め、領土返還要求運動のより一層の推進を図り、各種の啓発活動を展開しますので、ご理解ご協力のほど、よろしく願います。

私たちが「北方領土」と呼ぶのは、歯舞群島(多楽島、志発島、勇留島、秋勇留島、水晶島、貝殻島など)、色丹島・国後島・択捉島の四島です。

北方領土四島返還スローガン語るたび
その四島がまた
近くなる

■お問い合わせ

住民課住民係
Tel 4816278

農業委員会だより

農業委員会総会第36回

開催月日／6月29日

■会議案件

- ◇現況証明願いについて
- ◇賃貸借契約等の解除について
- ◇農用地利用集積計画の決定について（使用賃借権の設定 1件）
- ◇農地法第3条の規定による許可申請について
- ◇畑地化促進事業に係る意見照会について

お知らせ

- ◇農業者年金で安心・豊かな老後を
（農業者の老後は国民年金だけでは不安です）
- 農業に従事する方の老後の安心に役立ちます。
- 国民年金＋農業者年金
- こんな方が加入できます
- ①国民年金第1号被保険者
- ②年間60日以上農業に従事
- ③20歳以上65歳未満の方
- ※60歳以上65歳未満の方は国民年金任意加入被保険者に限ります。
- 積立方式だから自分がかけた金額は年金として生涯もらえます。（仮に80歳前に亡くなった場合でも、

死亡一時金が遺族に支給されます。）

○保険料はいつでも変更できます。

月々2万円から6万7千円まで

※政策支援（左記参照）の対象とならない方は1万円

○支払った保険料は全額社会保険料控除となり、所得税や住民税等の節税になります。

○政策支援（保険料の国庫補助）が受けられます。

例…認定農業者等で青色申告者で35歳未満の人は1万円（5割）補助

■お問い合わせ
独立行政法人農業者年金基金

専門相談員
TEL 03-5919-0371

企画調整室
TEL 03-5919-0332

一定面積以上の土地取引には届出が必要です

土地の売買・賃借・交換・営業譲渡など、一定面積以上の土地取引に係る契約をした場合には、国土利用計画法の規定により、その土地が所在する市町村に届出が必要です。

■届出の対象となる面積
○市街化区域 2千㎡以上

○市街化区域以外の都市計画区域内5千㎡以上

○都市計画区域外 1万㎡以上

■届出者
土地の権利取得者（買主等）

■届出期限
契約締結日から2週間以内

※提出期限を過ぎた場合でも、届出書の提出にご協力願います。

■提出書類（各3部）
○土地売買等届出書

○土地売買等契約書の写し

○土地の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図

○土地及びその付近の状況を明らかにした5千分の1以上の図面

○土地の形状を明らかにした図面

○委任状（代理人が届出する場合）

■罰則
届出をしないと法律で罰せられることがあります。

■届出・お問い合わせ
産業課産業係

TEL 48-6276

石綿が原因

かもしれない

ご家族に、肺がんや中皮腫などで亡くなられた方は

いませんか？

息切れ、胸が苦しいなどの症状が出ていませんか？

石綿による疾病と認定された場合、各種給付を受けることができます。

お心当たりのある方は、左記の機関にご相談ください。

■お問い合わせ
北海道労働局労働基準部

労災補償課
TEL 011-709-2311

■イベント期間
8月23日（日）

■会場
共和町憩いの広場（共和町役場庁舎裏）

■出展規定
①制作料 作品一体につき3,000円を補助します。ただし、製作費の補助は1人3体までとします。

②受付
8月22日（土）9時から12時まで（生涯学習センター）

③出品基準
アイデア・ユーモアに富んだ伝統・現代・動くものなど、かかし祭にふさわしいものとします。

④賞金受取
8月22日（土）午後1時から審査委員会を開催し、各賞を決定します。

⑤部門・各賞
・一般団体の部、一般個人の部、少年少女の部、広告の部

・グランプリ、特選、準特選、入選など

1,000円～50,000円

■お問い合わせ
共和かかし祭実行委員会（事務局：共和町役場産業課商工観光室商工観光係）

TEL 0135-67-8778

道税の申告は便利な電子申告で

法人事業税、軽油引取税や宿泊税などの申告・納税は、自宅やオフィスから電子で行うことができるエルトックス（地方税ポータルシステム）が便利です。ご利用は、エルトックスのホームページから。

・エルトックスホームページ
<http://www.eltax.hgo.jp/>

・道税ホームページ
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/>

■お問い合わせ
小樽道税事務所課税課事業税問係係

TEL 0134-23-9492

地域おこし協力隊活動報告日誌 No.39 地域おこし協力隊 福田 雅

4月にむらっこはうすが開所してから、あっという間に3か月が経ちました。新しい環境に少し緊張した様子だった子どもたちも、今では「ただいま!」と元気に帰ってきて、それぞれが思い思いの時間を過ごしています。むらっこはうすでの毎日が子どもたちにとって当たり前の日常となり、安心して過ごせる居場所になってきたことをうれしく感じています。

この3か月の間には、バタフライ・ガーデン、手芸、美化の3つのクラブ活動をはじめ、子どもたちと一緒に手作りおやつを作るなど、さまざまな活動に取り組んできました。子どもたち一人ひとりが「やってみたい」という気持ちを大切にしながら、毎日いろいろな経験を積み重ねています。

また、むらっこはうすの活動は、多くの地域の皆さんに支えられています。地域の農家さんのご協力によりアスパラの収穫体験をさせていただいたり、社会福祉協議会の編み物の会の皆さんに見学・交流にお越しいただいたり、この3か月だけでもたくさんの方々にむらっこはうすへ足を運んでいただきました。地域の皆さんとの交流は、子どもたちにとっても私たち職員にとっても貴重な時間となっています。

8月はいよいよ夏休みです。デイキャンプをはじめ、さまざまなイベントを計画しています。「子ども食堂」と題して、子どもたちと一緒にご飯を作り、地域の皆さんにも参加していただけるイベントも企画中です!



「特設人権・困りごと」相談所開設

小樽人権擁護委員協議会では、特設人権・困りごと相談所を開設します。

■相談内容

「うわさや悪口・中傷」
「いやがらせ」
「いじめや虐待」
「夫婦や親子の問題」
「金銭トラブル」
「土地や住宅の登記」など
その他、日常生活の中の様々な問題でお困りの方は気軽に相談ください。
(相談は無料で、秘密は固く守られます。)

■日時

8月28日(金)
13時～16時

■場所

赤井川村生活改善センター

■相談員

人権擁護委員

■お問い合わせ

住民課 住民係
TEL 4 8 1 6 2 7 8

■モニタリングポストによる測定データ

年月日	空間放射線量率 (単位: μGy)	天候
6.16	0.036	晴れ
6.19	0.036	晴れ
6.23	0.036	くもり
6.26	0.036	雨
6.30	0.034	晴れ
7.3	0.036	晴れ
7.7	0.033	晴れ
7.10	0.033	雨
7.14	0.036	雨

※空間放射線量は平常レベルで推移しています。

赤井川村の空間放射線量の状況

村では本村にお住まいの方、また来村される方が安心して過ごすことができるよう放射線量率情報を公開しています。

お知らせする数値は北海道により整備された環境放射線モニタリングポスト及びテレメータシステムを利用し収集されたもので、測定方法等は左記のとおりです。

■測定方法

- ◇測定機器／モニタリングポスト(北海道設置)
- ◇測定場所／北後志消防組合赤井川支署
- ◇測定時間／2分間隔で常時測定
- ◇公表
広報／毎週火・金曜日の9時現在データ(前月14日までの結果)を掲載

8月の気象情報

天気は数日の周期で変わるでしょう。

- ◇気温ー高20%・平40%・低40%
- ◇降水量ー高30%・平30%・低40%

※即時データを村で抽出して掲載することから、北海道が公式に発表するデータと異なる場合がありますのでご了承ください。
HP／北海道原子力環境センターHPで即時データが確認できます。
(<http://www.genshi.pref.hokkaido.jp/>)

※HPで公表されている内容は役場庁舎ロビーに設置されたモニターでもご覧いただくことができます。
◇測定単位／ μGy (マイクログレイ)

住民のまど

この期間に戸籍の届出はありませんでした。

村長のうごき

〔6月15日～7月14日〕

15日◇赤井川村議会第2回
定例会／字赤井川／

16日
19日◇イチオシ取材対応／
字赤井川

◇入札／字赤井川
◇京極町長来庁／字赤
井川

20日◇赤井川へき地保育所
運動会／字赤井川

21日◇倶知安駐屯地創立71
周年記念行事／倶知
安町

22日◇北海道観光振興機構
総会／札幌市

◇北星学園評議委員会
／札幌市

23日◇鳥獣被害防止対策協
議会総会／字赤井川

◇担い手協議会総会／
字赤井川

24日◇日本で最も美しい村
連合理事会／香川県

25日◇日本で最も美しい村
連合全国定期総会／
香川県／26日

28日◇さくらんぼフェステ
イバル／仁木町

29日◇赤井川村議会第3回
臨時会／字赤井川

◇上毛町上田氏来庁／
字赤井川

◇見積合せ／字赤井川

30日◇後志町村会臨時総会
／倶知安町

◇造林協会後志支部等
総会／倶知安町

〔7月〕
1日◇ポッドキャスト打合
せ／字赤井川

◇ストラスマア来村セ
レモニー／字赤井川

4日◇市町村管理職研修
OB会／札幌市

5日◇神恵内村沖揚げまつ
り／神恵内村

6日◇森林レクリエーショ
ン打合せ／字赤井川

7日◇ストラスマアさよな
らセレモニー／字赤
井川

8日◇赤井川村議会第4回
臨時会／字赤井川

◇見積合せ／字赤井川

9日◇防災・危機管理トッ
プセミナー／札幌市

◇北海道市町村長交流
セミナー／札幌市

◇後志町村長懇談会／
札幌市

10日◇地域おこし協力隊市
町村長向けトップセ
ミナー／字赤井川

◇随意契約見積合せ／
字赤井川

13日◇ポッドキャスト出演
／字赤井川

◇白樺会理事長来庁／
字赤井川

14日◇上毛町農業研修生来
庁／字赤井川

◇コープさっぽろ幹部
来庁／字赤井川

◇北方ジャーナル取材
／字赤井川

◇緑の羽根募金赤井川
中学校生徒伝達来庁
／字赤井川

職員人事異動
(8月1日付け)

〔住民課〕

▽税務係長

須藤 雅俊

〔保健福祉課〕

▽保健福祉係長

今井 香那

▽介護医療係長

吉田 佳明

〔建設課〕

▽土木係長

福田 孝明

〔教育委員会〕

▽学校教育係

伊藤 秋恵

〔退職〕

上妻 美加

無料法律相談所の開設

日時

8月19日(水) 13時～16時

場所

余市町中央公民館(余市町
大町4丁目143番地)

Tel 231-5001

※ご利用される方は、事前
に必ず余市町役場へご連
絡願います。
(Tel 211-2111)

人口と世帯

	日本人	外国人	総人口	前月比
人口	914	263	1,177	-4
男	465	157	622	-4
女	449	106	555	0
世帯数	504	255	762	-3

※令和8年6月31日現在

今月の表紙

今月の表紙は、赤井川へき地保育所
運動会からの一枚。

運動会当日は天気にも恵まれ、晴天の
中、こども達は練習の成果を存分に発揮
していました。



赤井川村写真館～赤井川の四季～



赤井川・ストラスモア校相互交流

撮影：総務課企画地域振興係 場所：赤井川中学校 撮影日：2026年7月6日

※「赤井川村写真館」へ掲載する写真を募集しています！

あなたが撮影した村内の風景や静物、人物などの写真を広報あかいがわに掲載してみませんか？掲載したいまたはしても良いという方がおられましたら、役場総務課企画地域振興係までご連絡ください。なお、写真はプリント、データどちらでもかまいませんが、2300×1550PIXEL以上でお願いします。応募のあった中から内部で審査を行い掲載していきます。掲載希望がない場合は広報担当及び役場職員が撮影した写真やその他情報を掲載していきます。あなたもこの機会に赤井川村を見つめ直してみませんか？

編集後記

■7月中旬は雨が降る日が多くじめじめした暑い日が続きましたね。全てを投げ出して冷たい水に飛び込みたくなりました。

暑いと食欲がなくなったりしますが、ご飯はちゃんと食べてエネルギーを蓄え、体調を崩さないようにしましょう。また、水分補給も大切ですが、飲みすぎ（特にお酒）には注意しましょう！！（古渡）

【発行情報】広報あかいがわ2026年8月号（No.735）

■編集・発行／赤井川村総務課企画地域振興係

〒046-0592 余市郡赤井川村字赤井川174番地2

TEL 0135-34-6211 FAX 0135-34-6644

URL <https://www.akaigawa.com/> E-Mail info@akaigawa.com

■印刷／株式会社 旭川市工業団地2条1丁目1-23

赤井川村公式LINE



広報あかいがわは、震災復興型カーボンオフセット用紙を使用し、CO₂削減事業並びに東北経済復興を応援しています。また、環境に優しい道産間伐材を配合した用紙を使用しています。

